

平成 26 年度以降の事業について

1 専門部会での議論を踏まえた事業の整理

(1) 平成 26 年度に実施する事業 ※在宅療養専門部会より

- ・ 事例（症例）検討会（区内 4 地区で実施）
- ・ コーディネート能力向上研修
- ・ 訪問看護への同行
- ・ 後方支援病床の確保
- ・ 講演会・シンポジウムの開催

(2) 平成 26 年度に検討する事業

ア つぎの事項については、平成 27 年度以後の実施に向けて在宅療養専門部会において検討を行う。

- ・ 多職種連携研修（訪問診療への同行を含む）
医師が新たに訪問診療に取り組む契機とすることや、医療職・介護職が相互の制度や知識を身につけることを目的とした取組について検討する。
- ・ 医療・介護・家族の情報共有ツール（紙・電子）
家族を含めた関係者間で連絡や情報共有をしやすいするための方法について、ICT の活用を含めて検討する。
- ・ 区民啓発リーフレット
在宅療養について理解を深めてもらうためのリーフレットについて検討する。

イ つぎの事項については、平成 27 年度以降の実施に向けて認知症専門部会において検討を行う。

- ・ 認知症相談事業の充実
高齢者相談センターの認知症相談事業における相談者の増、予約から相談までの期間短縮を図るための方策を検討する。
認知症の疑いのある受診困難者や一人暮らしの人等に対する、訪問相談の仕組みについて医療・介護のコーディネートのあり方を含め検討する。
- ・ 医療・介護・家族の情報共有ツール
認知症の人の本人・家族を含めた関係者間で連絡や情報共有をしやすいための方法について検討する。
- ・ 地域資源情報集の作成
認知症支援に関する地域資源や制度の解説、利用の流れなどを載せた冊子の作成について検討する。

- ・ 認知症予防事業の充実
認知症予防推進員など、区民ボランティアとの協働による予防事業の展開について検討する。
- ・ 地域における支え合いの強化
認知症サポーターの養成と活用、認知症の人への見守りの推進について検討する。
- ・ 在宅生活支援の充実
介護家族支援の充実、生活モデルの紹介、若年性認知症支援等について検討する。

※ 平成26年度に検討する事業については、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～29年度）にも反映していく。

2 26年度実施事業の概要

(1) 事例（症例）検討会

ア 目的

在宅療養に関わる医療・介護等の関係者が集まり、事例検討会を通して在宅療養に関する知識を身につけるとともに多職種の相互理解を深める。また、検討会後の交流会においても親睦を深め、顔の見える関係を作る。

イ 概要

区内4地区（練馬、光が丘、石神井、大泉）で、具体的な事例についてそれぞれの立場から意見交換を行う事例（症例）検討会および親睦を深めるための交流会を開催する。

- ・ 一つの事例（症例）について医師（診療所、病院）、看護師、ケアマネジャー等がそれぞれの立場で話をする。参加者はその話を聞くとともに、質疑等を通して在宅療養に関する知識を身につける。
- ・ 事例は可能であれば在宅医療に取り組んでいる医師の方を中心とした事例を使用する。
- ・ 検討会実施後に、開催概要についてまとめたかわら版、取り上げた事例を集めた事例集を発行し、関係者に広く周知することにより意識の高揚を図る。
- ・ 検討会終了後、交流会を開催し、顔の見える関係づくりを通して関係者間の連携強化を図る。

(2) コーディネート能力向上研修

ア 目的

在宅療養においてコーディネート役を担う可能性のある職種が、医療・介護の制度・知識を有し、関係者への助言、情報収集・情報提供、調整を行う能力を向上させることを目指す。

イ 概要

- ・ 高齢者相談センター職員、ケアマネジャー、訪問看護、MSWなどを対象として、コーディネートを行うにあたって必要な知識（病院の機能と退院調整、認知症、在宅での歯科・服薬管理・看取り、訪問看護の実際等）を学ぶ。
- ・ 講師は可能な限り、区医師会、歯科医師会、薬剤師会等の区内の人材に依頼し、在宅療養の取組に関わってもらう。

(3) **訪問看護への同行**

ア 目的

訪問の現場経験がない病院スタッフが訪問看護に同行することにより、在宅療養への理解を深め、退院調整を初めとした在宅スタッフとの連携をより円滑に図れるようにする。

イ 概要

区内訪問看護ステーションに協力を依頼し、病院スタッフ（医師、看護師、MSW等）に訪問看護に同行してもらう。

(4) **後方支援病床の確保**

ア 目的

患者の病状変化に対応できる病床を確保することで、在宅医療に取り組む医師や在宅療養患者・家族の負担の軽減を図る。

※ 後方支援病床の確保は医師からの要望が高く、また、現在実施している「高齢者等緊急医療ショートステイ事業」は、申請先が高齢者相談センターのみである等の課題があるため、利用手続きや確保方法を見直し、後方支援病床確保事業として実施していく。

イ 概要

在宅療養患者の病状変化等により、在宅での療養が一時的に困難となった場合に、受入可能な病床を区内に確保する。

(5) **講演会・シンポジウム**

ア 目的

区民に在宅療養について理解を深めてもらうことにより、在宅での療養を選択肢の一つとして考えられるようにする。

イ 概要

在宅でどのような医療・介護が受けられるのか、看取りや急変時の対応など、本人や家族が望む療養生活や最期について考える機会を提供する。